

道路部地震災害対策本部運営計画

第1条 目的

この運営計画は、「近畿地方整備局防災業務計画」(以下「防災業務計画」という)第2編(地震災害対策編)及び、第3編(津波災害対策編)第4章(運営計画の作成)に基づき道路の地震災害業務の運営計画等に関する必要な事項を定め、道路部地震災害対策本部を円滑に運営し、地震(津波)災害対策業務の充実を図ることを目的とする。

第2条 道路部地震災害対策本部の設置

前条の目的を達成するため、道路部長は、管内に震度4以上の地震が発生したとき、津波警報が発表されたとき及び南海トラフ地震臨時情報が発表されたときに防災体制を発令し、道路部地震災害対策本部を設置するものとする。

第3条 地震災害対策の基本方針

道路部地震災害対策本部は震災における道路の被害状況等を的確に把握し、二次災害の防止と震災復旧に全力で取り組むとともに、道路利用者に対する情報提供を行い、円滑な交通の確保を図るものとする。

第4条 道路部地震災害対策本部の組織

道路部地震災害対策本部の組織は別図-1のとおりとする。また、業務フローを別図-2のとおりとする。

道路部地震災害対策本部長は道路部長とし、道路部地震災害対策本部を指揮するものとする。

道路部地震災害対策副本部長は道路企画官とし、道路部地震災害対策本部長に事故等がある時はその職務を代行する。

道路部地震災害対策本部長が必要と判断した場合は、現地道路部地震災害対策本部を設置できるものとする。

なお、近畿地方整備局地震災害対策本部が非常体制を発令した場合は、道路部地震災害対策本部は道路室に移行し、道路部地震災害対策本部の室は班に移行する。

第5条 防災体制の発令基準

1. 道路部地震災害対策本部長は、発令基準に基づき体制を発令又は解除しなければならない。
2. 防災体制の発令基準は次のとおりとする。

	道路部地震災害対策本部	道路関係地震災害対策部(事務所)
注意体制	1)管内に震度4の地震が発生した場合 2)管内に津波注意報が発表された場合 3)いずれかの道路関係の対策部が注意体制を発令した場合 4)道路部地震災害対策本部長が必要と判断した場合	1)管内に震度4の地震が発生した場合 2)管内に津波注意報が発表された場合 3)対策部長が必要と判断した場合。 4)道路部地震災害対策本部長が指示した場合
警戒体制	1)管内に震度5弱又は5強の地震が発生した場合 2)管内に津波警報が発表された場合 3)いずれかの道路関係の対策部が警戒体制を発令した場合 4)道路部地震災害対策本部長が必要と判断した場合 5)気象庁が「南海トラフ地震臨時情報(調査中)」を発表した場合	1)管内に震度5弱又は5強の地震が発生した場合 2)管内に津波警報が発表された場合 3)対策部長が必要と判断した場合 4)道路部地震災害対策本部長が指示した場合 5)気象庁が「南海トラフ地震臨時情報(調査中)」を発表した場合
警戒強化体制	警戒体制に合わせ、以下の人命に関わる災害や、交通に広域的な影響を及ぼす災害の場合に発令 1)直轄国道の災害で、直接的に死者や重傷者の発生が確認(予測)された場合 2)直轄国道における同時多発の土砂流出等により、被災区間内に滞留した車両の退出に時間を要すると判断した場合 3)直轄国道の被災により孤立集落が発生し、解消に長時間を要すると判断した場合 4)直轄国道及び高速道路等が同時通行止めになる等により、交通に広域的な影響を長期間及ぼすと判断した場合 5)道路部地震災害対策本部長が必要と判断した場合 6)気象庁が「南海トラフ臨時情報(巨大地震注意)」を発表した場合	警戒体制に合わせ、以下の人命に関わる災害や、交通に広域的な影響を及ぼす災害の場合に発令 1)直轄国道の災害で、直接的に死者や重傷者の発生が確認(予測)された場合 2)直轄国道における同時多発の土砂流出等により、被災区間内に滞留した車両の退出に時間を要すると判断した場合 3)直轄国道の被災により孤立集落が発生し、解消に長時間を要すると判断した場合 4)直轄国道及び高速道路等が同時通行止めになる等により、交通に広域的な影響を長期間及ぼすと判断した場合 5)道路部地震災害対策本部長が指示した場合 6)気象庁が「南海トラフ臨時情報(巨大地震注意)」を発表した場合
非常体制	1)管内に震度6弱以上若しくは大阪市内で震度5強以上の地震が発生した場合 2)地震による重大な災害が発生した場合 3)管内に大津波警報が発表された場合 4)津波による重大な被害が発生又は発生の恐れがある場合 5)道路部地震災害対策本部長が必要と判断した場合 6)災害対策本部長が指示した場合 7)過半数の道路関係対策部が災害対策基本法による道路を指定した場合 8)気象庁が「南海トラフ臨時情報(巨大地震警戒)」を発表した場合 9)南海トラフ沿いの想定震源域内でM8.0以上の地震が発生した場合	1)管内に震度6弱以上(但し大阪市内は震度5強以上)の地震が発生した場合 2)地震による重大な災害が発生した場合 3)管内に大津波警報が発表された場合 4)津波による重大な被害が発生又は発生の恐れがある場合 5)津波警報が発表され、鉄扉等が閉鎖した場合 6)対策部長が必要と判断した場合 7)道路部地震災害対策本部長が指示した場合 8)災害対策基本法による道路を指定した場合 9)気象庁が「南海トラフ臨時情報(巨大地震警戒)」を発表した場合 10)南海トラフ沿いの想定震源域内でM8.0以上の地震が発生した場合

※注意体制発令時の管内の定義:直轄国道が通過する市町村(別表-1)

3. 防災体制の解除は、道路部地震災害対策本部の設置の必要性がなくなると判断される場合に行うものとする。

道路部風水害対策本部運営計画

第1条 目的

この運営計画は、「近畿地方整備局防災業務計画」(以下「防災業務計画」という)第4編(風水害対策編)第4章(運営計画の作成)に基づき道路の防災業務の運営・計画等に関する必要な事項を定め、道路部風水害対策本部を円滑に運営し、防災業務の充実を図ることを目的とする。

第2条 道路部風水害対策本部の設置

前条の目的を達成するため、道路部長は、「防災業務計画」第4編第3章及び本運営計画第5条に基づき防災体制に入る時は、防災体制の発令を行い道路部風水害対策本部を設置するものとする。

第3条 風水害対策の基本方針

道路部風水害対策本部は異常気象時等における道路交通の確保を図るため、一般国道の指定区間について災害の未然防止、災害発生時の被害の拡大防止及び迅速な災害復旧ならびに道路利用者等への情報提供に努める。

第4条 道路部風水害対策本部の組織

道路部風水害対策本部の組織は別図-1のとおりとする。
 道路部風水害対策本部長は道路部長とし、道路部風水害対策本部を指揮する。
 道路部風水害対策副本部長は道路企画官とし、道路部風水害対策本部長に事故等がある時はその職務を代行する。
 道路部風水害対策本部長が必要と判断した場合は、現地道路部風水害対策本部を設置できるものとする。
 なお、近畿地方整備局風水害対策本部が非常体制を発令した場合は、道路部風水害対策本部は道路室に移行し、道路部風水害対策本部の室は班に移行する。

第5条 防災体制の発令基準

- 道路部風水害対策本部長は、発令基準に基づき体制を発令又は解除しなければならない。
- 防災体制の発令基準は次のとおりとする。

		道路部風水害対策本部	道路関係風水害対策部(事務所)
道 路 部 関 係	注 意 体 制	1)過半数の道路関係の対策部が発令した場合。 2)いずれかの道路関係の対策部が警戒体制を発令した場合。 3)道路部風水害対策本部長が必要と判断した場合。	1)雨に関する注意報若しくは警報(以下「注意報等」という。)が発表され、対策部長が必要と判断した場合。 2)注意報等の発表下で、連続雨量が別に定める注意体制強化対象雨量に達した場合。 (注意体制の強化を図る) 3)対策部長が必要と判断した場合。 4)道路部風水害対策本部長が指示した場合。
	警 戒 体 制	1)過半数の道路関係の対策部が警戒体制を発令した場合。 2)いずれかの道路関係の対策部が非常体制を発令した場合。 3)道路部風水害対策本部長が必要と判断した場合。	1)注意報等の発表下で、連続雨量が別に定める警戒体制対象雨量に達した場合。 2)道路災害により通行規制を行う必要がある場合。 3)対策部長が必要と判断した場合。 4)道路部風水害対策本部長が指示した場合。
	警 戒 強 化 体 制	警戒体制に合わせ、以下の人命に関わる災害や、交通に広域的な影響を及ぼす災害の場合に発令 1)直轄国道の災害で、直接的に死者や重傷者の発生が確認(予測)された場合 2)直轄国道における同時多発の土砂流出等により、被災区間に滞留した車両の退出に時間を要すると判断した場合 3)直轄国道の被災により孤立集落が発生し、解消に長時間を要すると判断した場合 4)直轄国道及び高速道路等が同時通行止めになる等により、交通に広域的な影響を長時間及ぼすと判断した場合 5)道路部風水害対策本部長が必要と判断した場合	警戒体制に合わせ、以下の人命に関わる災害や、交通に広域的な影響を及ぼす災害の場合に発令 1)直轄国道の災害で、直接的に死者や重傷者の発生が確認(予測)された場合 2)直轄国道における同時多発の土砂流出等により、被災区間に滞留した車両の退出に時間を要すると判断した場合 3)直轄国道の被災により孤立集落が発生し、解消に長時間を要すると判断した場合 4)直轄国道及び高速道路等が同じ通行止めになる等により、交通に広域的な影響を長時間及ぼすと判断した場合 5)道路部風水害対策本部長が指示した場合
	非 常 体 制	1)過半数の道路関係の対策部が非常体制を発令した場合 2)いずれかの道路関係の対策部に重大な被害が発生した場合 3)道路部風水害対策本部長が必要と判断した場合 4)災害対策本部長が指示した場合 5)過半数の道路関係対策部が災害対策基本法による道路を指定した場合	1)注意報等の発表下で、連続雨量が別に定める非常体制対象雨量に達した場合 2)重大な被害が発生し、交通が途絶した場合 3)通行止が発生した時又は、緊急事態が予測される場合 4)対策部長が必要と判断した場合 5)道路部風水害対策本部長が指示した場合 6)災害対策基本法による道路を指定した場合

なお、紀南河川国道事務所が42号の越波により非常体制及び警戒体制を発令した場合、道路部風水害対策本部は注意体制を発令するものとする。

- 防災体制の解除は、道路部風水害対策本部の設置の必要性がなくなったと判断される場合に行うものとする。
- 補助国道や地方道が複数箇所被災し地域道路室のみ警戒強化体制が必要となった場合は、道路部風水害対策本部は注意体制を発令する。

道路部道路災害対策本部運営計画

第1条 目的

この運営計画は、「近畿地方整備局防災業務計画」(以下「防災業務計画」という)第7編(道路災害対策編)第4章(運営計画の作成)に基づき、道路災害業務の運営計画等に関する必要な事項を定め、道路部道路災害対策本部を円滑に運営し、道路災害対策業務の充実を図ることを目的とする。

第2条 道路部道路災害対策本部の設置

前条の目的を達成するため、道路部長は、管内に道路災害が発生した場合またはその恐れのある場合に防災体制を発令し、道路部道路災害対策本部を設置するものとする。

第3条 道路災害対策の基本方針

道路部道路災害対策本部は道路災害における道路の被害状況等を的確に把握し、二次災害の防止と道路災害復旧に全力で取り組むとともに、道路利用者に対する情報提供を行い、円滑な交通の確保を図るものとする。

第4条 道路部道路災害対策本部の組織

道路部道路災害対策本部の組織は別図-1のとおりとする。また、業務フローを別図-2のとおりとする。
道路部道路災害対策本部長は道路部長とし、道路部道路災害対策本部を指揮するものとする。
道路部道路災害対策副本部長は道路企画官とし、道路部道路災害対策本部長に事故等がある時はその職務を代行する。
道路部道路災害対策本部長が必要と判断した場合は、現地道路部道路災害対策本部を設置できるものとする。
なお、近畿地方整備局道路災害対策本部が非常体制を発令した場合は、道路部道路災害対策本部は道路室に移行し、道路部道路災害対策本部の室は班に移行する。

第5条 防災体制の発令基準

- 道路部道路災害対策本部長は、発令基準に基づき体制を発令又は解除しなければならない。
- 防災体制の発令基準は次のとおりとする。

	道路部道路災害対策本部	道路関係道路災害対策部(事務所)
体注 制意	1)いずれかの道路関係の対策部が注意体制を発令した場合 2)道路部道路災害対策本部長が必要と判断した場合	1)道路災害による通行規制の恐れがある場合 2)対策部長が必要と判断した場合。
体警 制戒	1)いずれかの道路関係の対策部が警戒体制を発令した場合 2)道路部道路災害対策本部長が必要と判断した場合	1)道路災害が発生し通行規制が生じた場合 2)対策部長が必要と判断した場合 3)道路部道路災害対策本部長が指示した場合
警 戒 強 化 体 制	警戒体制に合わせ、以下の人命に関わる災害や、交通に広域的な影響を及ぼす災害の場合に発令 1)直轄国道の災害で、直接的に死者や重傷者の発生が確認(予測)された場合 2)直轄国道における同時多発の土砂流出等により、被災区間内に滞留した車両の退出に時間を要すると判断した場合 3)直轄国道の被災により孤立集落が発生し、解消に長時間を要すると判断した場合 4)直轄国道及び高速道路等が同時通行止めになる等により、交通に広域的な影響を長期間及ぼすと判断した場合 5)道路部道路災害対策本部長が必要と判断した場合	警戒体制に合わせ、以下の人命に関わる災害や、交通に広域的な影響を及ぼす災害の場合に発令 1)直轄国道の災害で、直接的に死者や重傷者の発生が確認(予測)された場合 2)直轄国道における同時多発の土砂流出等により、被災区間内に滞留した車両の退出に時間を要すると判断した場合 3)直轄国道の被災により孤立集落が発生し、解消に長時間を要すると判断した場合 4)直轄国道及び高速道路等が同時通行止めになる等により、交通に広域的な影響を長期間及ぼすと判断した場合 5)道路部道路災害対策本部長が指示した場合
非 常 体 制	1)道路災害が発生し重大な被害が発生した場合 2)道路部道路災害対策本部長が必要と判断した場合 3)災害対策本部長が指示した場合 4)過半数の道路関係対策部が災害対策基本法による道路を指定した場合	1)道路災害が発生し重大な被害が発生した場合 2)対策部長が必要と判断した場合 3)道路部道路災害対策本部長が指示した場合 4)災害対策基本法による道路を指定した場合

- 防災体制の解除は、道路部道路災害対策本部の設置の必要性がなくなったと判断される場合に行うものとする。

別表－3 防災体制発令基準

		道路部雪害対策本部	道路関係雪害対策部(事務所)
道 路 部 関 係	注 意 体 制	1)過半数の道路関係の対策部*が注意体制を 発令した場合。 2)道路部雪害対策本部長が必要と判断した場 合。	1)雪に関する情報により、除雪等の作業が予測さ れる場合。 2)対策部長が必要と判断した場合。 3)道路部雪害対策本部長が指示した場合。
	注 意 強 化 体 制	1)過半数の道路関係の対策部*が注意強化体 制の強化を図った場合。 2)いずれかの道路関係の対策部が警戒体制を 発令した場合。 3)道路部雪害対策本部長が必要と判断した場 合。	1)風雪注意報・大雪注意報等が発表され、対策 部長が必要と判断した場合。 2)対策部長が必要と判断した場合。 3)道路部雪害対策本部長が必要と判断した場 合。
	警 戒 体 制	1)過半数の道路関係の対策部*が警戒体制を 発令した場合。 2)直轄国道と並行する高速道路において、降 雪による通行止め予測がある場合。 3)直轄国道が通行止めとなった場合。 4)道路部雪害対策本部長が必要と判断した場 合。	
	警 戒 強 化 体 制	1)直轄国道と並行する高速道路が降雪の影響 で通行止めとなった場合。(通行止め予測も含 む) 2)直轄国道の被災により孤立集落が発生し、 解消に長時間要すると判断した場合 3)車両滞留が確認された場合。(50台未満) 4)直轄国道が降雪により、通行止めとなり広域 的な迂回が必要な場合。 5)道路部雪害対策本部長が必要と判断した場 合。	1)大雪警報等が発表され、対策部長が必要と判 断した場合。 2)雪により通行規制を行う必要がある場合。 3)対策部長が必要と判断した場合。 4)道路部雪害対策本部長が指示した場合。
	非 常 体 制	1)過半数の道路関係の対策部*が非常体制を 発令した場合。 2)いずれかの道路関係の対策部に重大な被害 が発生した場合。 3)大規模な車両滞留(50台以上)が確認(想 定)された場合。 4)「豪雪災害時における道路交通確保のため の緊急措置要領」による体制が発令された場 合。 5)道路部雪害対策本部長が必要と判断した場 合。 6)災害対策本部長が指示した場合。 7)過半数の道路関係対策部が災害対策基本 法による道路を指定した場合。	1)重大な被害が発生し、交通が途絶した場合。 2)雪により通行止(災害対策基本法による指定を 含む)が発生した時又は緊急事態が予測される場 合。 3)「豪雪災害時における道路交通確保のため の緊急措置要領」による体制が発令された場合。 4)対策部長が必要と判断した場合。 5)道路部雪害対策本部長が指示した場合。

*)過半数の道路関係の対策部:滋賀、福知山、豊岡、姫路、福井(5事務所)

なお、豊岡河川国道事務所が483号におけるタイヤ指導に伴う警戒体制を発令した場合、
他事務所の体制等の状況を考慮して道路部雪害対策本部の体制発令を行うものとする。